

9 公平委員会に対する措置要求、不服申立ての状況

	令和5年度末係属件数	令和6年度件数	令和6年度終結件数	令和7年度への係属件数
措置要求	0件	0件	0件	0件
不服申立て	0件	1件	0件	1件

(注) 1 措置要求とは、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することです。

この要求があった場合、公平委員会は、事案についての審査及び判定を行い、その結果に基づいて、権限を有する市の機関に対し、必要な勧告を行います。

2 不服申立てとは、職員が任命権者（市長、教育委員会など）から懲戒処分その他の不利益処分を受けた場合に、行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることです。

この申立てがあった場合、公平委員会は、必要な調査・審査を行い、不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示します。